

山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会 設置要綱

(設置)

第1条 山城南医療圏における休日急病診療所設置における諸課題を検討するため、山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会(以下「検討会」という。)を相楽郡広域事務組合内に設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、代表理事に答申する。

- (1) 山城南医療圏における休日急病診療所設置に関する調査研究に関すること。
- (2) その他代表理事が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 検討会は、各市町村長が推薦した職員(課長級以上より1名)で組織し、オブザーバーとして京都府山城南保健所次長を充てる。

2 検討会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

3 委員長は、代表理事の所属する市町村の委員を、副委員長は、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が座長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、相楽郡広域事務組合事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

「山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会」
委員名簿

平成22年4月1日現在

市町村名	所 属 (部・課)	職 名	氏 名	役職名
木津川市	保健福祉部	部 長	大 西 茂	
笠 置 町	住 民 課	課 長	東 達 広	副委員長
和 束 町	福 祉 課	課 長	中 嶋 浩 喜	
精 華 町	民 生 部 課 衛 生 課	課 長	澤 田 和 郊	委 員 長
南 山 城 村	保健福祉課	課 長	廣 岡 久 敏	
京 都 府	山城南保健所	次 長	岩 崎 洋 治	オブザーバ